

(健Ⅱ399F)

令和3年11月15日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

釜 菫 敏

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型）の検出について

今般、環境省より、鹿児島県出水市で採取した環境試料（水鳥の糞便が落ちているねぐら等の水）から高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型）が検出された旨の発表があり、厚生労働省より各都道府県等衛生主管部（局）宛別添の事務連絡がなされましたので情報提供いたします。

本事務連絡では、引き続き、野鳥等を介した鳥インフルエンザの感染予防については、下記参考資料等に基づいた必要な対応を求めています。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会および関係医療機関等に対する情報提供について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

(参 考)

- 「野鳥等における鳥インフルエンザ（H5N1）の発生への対応について」（平成20年10月21日付（地Ⅲ180））
- 環境省「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（令和3年10月）
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

事 務 連 絡
令和 3 年 11 月 11 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）の検出について
(情報提供)

環境省から、鹿児島県出水市で採取した環境試料（水鳥の糞便が落ちているねぐら等の水）から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出されたことについて、別添のとおり発表がありましたのでお知らせします。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥やその死体等に濃厚に接触した場合を除いて、通常は人に感染することがないと考えられています。野鳥等を介した鳥インフルエンザの感染予防については、昨年度に引き続き、「野鳥等における鳥インフルエンザ（H5N1）の発生への対応について」（平成 20 年 10 月 1 日付け健感発第 1001001 号）別添 2 「鳥インフルエンザの感染が疑われる死亡野鳥等を発見した場合の対応について」等に基づき、住民への野鳥等からの感染予防の留意事項にかかる周知等、必要な対応について遺漏なきようよろしくお願い致します。

(参考)

- 「野鳥等における鳥インフルエンザ（H5N1）の発生への対応について」（平成 20 年 10 月 1 日付け健感発第 1001001 号）
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/000172035.pdf>
- 環境省「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（令和 3 年 10 月）
https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html

鹿児島県で採取された水における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性（野鳥国内1例目）及び野鳥サーベイランスの対応レベル引き上げについて

令和3年11月11日（木）

<鹿児島県同時発表>

鹿児島大学が実施した検査により、令和3年11月8日（月）に鹿児島県出水市で採取した環境試料（水鳥の糞便が落ちているねぐら等の水）から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出（陽性）された旨の報告がありました。この報告を受け、採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化します。

また、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、国内複数箇所でも高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを「対応レベル3」に引き上げます。

1. 鹿児島県で採取された水における高病原性鳥インフルエンザウイルス検査陽性（野鳥国内1例目）について

（1）経緯

- 11月8日（月） ・ 鹿児島県出水市で環境試料（水）を採取
- 11月11日（木） ・ 鹿児島大学が検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5亜型）が検出
- ・ 採取地点の周辺10km圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化

（2）今後の対応

- ・ 鹿児島県と調整の上、野鳥監視重点区域内における野鳥でのウイルスの感染範囲の状況把握、感染源の推定や更なる感染拡大を防止するための基礎情報を得ることを目的とした緊急調査（鳥類調査、死亡野鳥調査等）を実施する予定です。
- ・ 野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、国内複数箇所でも高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたことから、下記により「対応レベル3」に引き上げます。

2. 野鳥サーベイランスの対応レベル引き上げについて

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベル※については、本日付けで「対応レベル3」に引き上げ、全国での野鳥における監視やウイルス保有状況調査を強化します。

※ 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」において、対応レベルの設定は、以下を基本とすることとしています。

対応レベル 1	発生のない時（通常時）
対応レベル 2	国内単一箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で高病原性鳥インフルエンザの感染が確認された場合（国内単一箇所発生時）
対応レベル 3	国内単一箇所発生から28日以内に国内の他の箇所において、国内の野鳥、家きん及び飼養鳥で感染が確認された場合（国内複数箇所発生時）

ただし、近隣国発生情報等により、国内での発生状況に関わらず、対応レベルを上げることもあり得ます。

3. 留意事項

- (1) 鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥との濃密な接触等があった場合を除いて、人には感染しないと考えられています。日常生活においては、鳥の排泄物等に触れた後には手洗いとうがいをしていただければ、過度に心配する必要はありませんので、周辺地域のみならず国民の皆様におかれては、冷静な行動をお願いします。
- (2) 同じ場所でたくさんの野鳥などが死亡している場合には、お近くの都道府県や市町村役場に御連絡ください。

（参考）野鳥との接し方について

https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/2017yachotonosessikata.pdf

【取材について】

現場での取材は、ウイルスの拡散や感染を防ぐ観点から、厳に慎むようお願いいたします。

【参考情報】

環境省はホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html)

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」

(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)

環境省自然環境局野生生物課		
鳥獣保護管理室		
直通	03-5521-8285	
代表	03-3581-3351	
室長	東岡 礼治	(内線 6470)
補佐	村上 靖典	(内線 6675)
係長	福田 真	(内線 6670)
担当	安藤 滉一	(内線 6478)